

## 栃木県公報

令和6(2024)年 11月25日(月) 号 外 第67号

目	次
 告	示

告示

## 栃木県告示第534号の2

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第30条の規定により消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病 予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第15条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6 (2024) 年11月25日

栃木県知事 福 田 富 -

- 1 実施の目的
  - 高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 対象農場

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を100羽以上(だちょうにあっては、10羽以上)飼養している農場及びその他所轄家畜保健衛生所長が必要と認める農場

4 宝協の期日

令和6 (2024) 年11月25日から令和7 (2025) 年5月31日まで

5 消毒方法

農場(鶏舎その他の家きんの飼養施設の周囲及び農場外縁部)における消毒薬その他家畜保健衛生所長が これと同等と認めるものの散布

(畜産振興課)